

## ひょうご次世代産業高度化プロジェクト補助金交付実施要領

平成30年4月1日

平成31年4月1日改訂

公益財団法人新産業創造研究機構

(趣旨)

第1条 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト補助金は、県における次世代産業の創出及び発展を図ることによって当該分野における安定的な雇用を創造することを目的とする。

当該目的のために公益財団法人新産業創造研究機構理事長(以下「理事長」という。)から県内事業者等に交付される補助金については、本要領の定めによる。

(補助金の交付対象)

第2条 理事長は、予算の範囲内において、この要領に基づき、当該補助の対象となる別表1に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表2に掲げるとおりとする。

2 補助金は、前項に掲げる事業に必要な経費であって、別表3に掲げる経費の中で補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、理事長が必要かつ適正と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

3 補助金の交付対象者は、以下の条件をすべて満たした事業主とする。

- (1) 兵庫県内に事業所を有し、県内で補助事業を実施する事業主であること
- (2) 別表4に定める支援対象分野の事業の拡大、新規参入、又は別表4に定める支援対象分野の技術の利活用による雇用創造を目指し、指定主要業種、指定関連業種に該当する事業主であること
- (3) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (4) 審査に協力する事業主であること(必要な書類提出、現地調査受入、審査に必要な書類・証拠書類等を整備保管)
- (5) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内または、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- (6) 労働保険料を滞納している事業主でないこと(支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
- (7) 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主。
- (8) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと。

(9) 暴力団と関わりのある事業主でないこと

(10) 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主でないこと。

#### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)及び理事長が別に指定する添付書類を理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

#### (補助金の交付の決定)

第4条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 理事長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付する。

(1) 補助事業者は実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

3 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

#### (申請の取り下げ)

第5条 前条第3項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15

日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 理事長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(ただし、経費(区分)間の配分額のいずれか低いほうの20パーセント以内の変更をする場合で事業内容の変更を伴わないものを除く。)

(2) 補助事業の内容の変更(事業内容の軽微な変更を除く。)

(3) 補助事業の中止又は廃止

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第8条 補助事業者は、理事長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、事業遂行状況を理事長に報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から起算して10日を経過した日、又は第4条の交付決定に係る会計年度末までに、補助事業実績報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(是正命令等)

第10条 理事長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合さ

せるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第8条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第9条の規定に従って実績報告をしなければならない。

#### (額の確定)

第11条 理事長は、補助事業の完了に係る第9条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第12条 理事長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

#### (交付決定の取消し)

第13条 理事長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第14条 理事長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 理事長は、第11条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第15条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を公益財団法人新産業創造研究機構（以下「財団」という。）に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を財団に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の取得の制限)

第17条 補助事業者は、当該補助事業の補助対象経費により財産（取得、又は効用の増加したものの、以下取得財産という）を取得してはならない。また、万一取得財産の存在が判明した場合には、事業終了時まで売却等で処分をして補助対象経費から減算するものとする。なお、補助対象外の事業費として取得したものはこの限りでない。

(補則)

第18条 この実施要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

2 理事長及び補助事業者は、補助金の交付等に関し県及び国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

1. この要領は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成31年4月1日、一部改訂。

別表1 事業一覧

(1)	航空機分野企業内体制整備支援事業（認証取得支援）
(2)	航空機分野企業内体制整備支援事業（試作・開発支援）
(3)	航空機分野人材育成支援事業
(4)	ロボット実用化・普及促進事業
(5)	中小企業環境・エネルギー分野参入促進事業（試作・開発支援）
(6)	中小企業環境・エネルギー分野参入促進事業（人材育成支援）
(7)	水素等次世代エネルギー産業分野参入促進事業（試作・開発支援）
(8)	水素等次世代エネルギー産業分野参入促進事業（研修・派遣支援）
(9)	医療・介護機器分野参入促進事業
(10)	中小企業IoT・AI・ロボット導入支援事業

別表 2 (1) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	航空機分野企業内体制整備支援事業（認証取得支援）
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	1, 5 0 0 千円／社

別表 3 (1) 補助対象経費

経費区分	内容
事業費	申請費・審査費・登録費、コンサルタント費、専門家旅費、翻訳費用、認定試験費（ただし人件費を除く）、試験委託費

別表 2 (2) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	航空機分野企業内体制整備支援事業（試作・開発支援）
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	5 0 0 千円／社

別表 3 (2) 補助対象経費

経費区分	内容
事業費	材料費、治工具・工具費（但し、治工具費は取得価格が10万円未満のものに限る）

別表 2 (3) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	航空機分野人材育成支援事業
補助率	定額
補助上限額	300千円/人 ただし1社あたり600千円を限度とする。 なお、「航空産業非破壊検査トレーニングセンター」の講習については、上記の限度額とは別に1社あたり600千円を限度とする。

別表 3 (3) 補助対象経費

経費区分	内容
事業費	講師謝金、講師旅費、教材費、資料購入費、 セミナー参加費、研修実施委託費、

別表 2 (4) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	ロボット実用化・普及促進事業
補助率	定額
補助上限額	1500 千円/社

別表 3 (4) 補助対象経費

経費区分	内容
人件費	研究員費、管理員費、補助員雇上費
事業費	原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等）、外注費 （外注加工、分析依頼、市場調査費等）、消耗品費、印刷製本費、通信 運搬費、資料購入費、会議費、旅費



別表 2 (5) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	中小企業環境・エネルギー分野参入促進事業（試作・開発支援）
補助率	定額
補助上限額	1, 5 0 0 千円/社

別表 3 (5) 補助対象経費

経費区分	内容
人件費	研究員費、管理員費、補助員雇上費
事業費	原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等）、外注費（外注加工、分析依頼、市場調査費等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、旅費

別表 2 (6) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	中小企業環境・エネルギー分野参入促進事業（人材育成支援）
補助率	定額
補助上限額	1, 0 0 0 千円/社

別表 3 (6) 補助対象経費

経費区分	内容
事業費	講師謝金、講師旅費、教材費、資料購入費、消耗費
その他経費	セミナー参加費、研修実施委託費

別表 2 (7) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	水素等次世代エネルギー産業分野参入促進事業（試作・開発支援）
補助率	定額
補助上限額	1, 5 0 0 千円／社

別表 3 (7) 補助対象経費

経費区分	内容
人件費	研究員費、管理員費、補助員雇上費
事業費	原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等）、外注費（外注加工、分析依頼、市場調査費等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、旅費

別表 2 (8) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	水素等次世代エネルギー産業分野参入促進事業（研修・派遣支援）
補助率	定額
補助上限額	7 0 0 千円／社

別表 3 (8) 補助対象経費

経費区分	内容
事業費	講師謝金、講師旅費、教材費、資料購入費、消耗費
その他経費	セミナー参加費、研修実施委託費

別表 2 (9) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	医療・介護機器分野参入促進事業
補助率	定額
補助上限額	・試作・開発：1, 500千円/社 ・認証・許可等取得：1, 000千円/社

別表 3 (9) 補助対象経費

経費区分	内容
人件費	研究員費、管理員費、補助員雇上費
事業費	原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の調達に必要な経費等）、外注費（外注加工、分析依頼、市場調査費等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、旅費、コンサルタント費用（謝金・旅費）、翻訳・通訳に係る費用、講演会参加費、薬事戦略相談費用、等

別表 2 (10) 補助事業の内容、補助率、補助上限額

補助事業の内容	中小企業IoT・AI・ロボット導入支援事業
補助率	総事業費の1/2以内 かつ 補助対象経費以内
補助上限額	5, 000千円、2, 500千円、1, 000千円、500千円

別表 3 (10) 補助対象経費等

		経費区分	内容
総事業費	補助対象経費	人件費	研究員費、管理員費、補助員雇上費、謝金、旅費
		補助対象の事業費	賃借費（IoT機器、ソフト、PC等のレンタル・リース費用） サービス利用費（IoT、クラウド、通信設備等の利用料） 原材料費（原材料、消耗品、消耗機材等の経費等） 外注費（ソフト開発費、設定作業費、外注加工、市場調査費等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、会議費、出展費
	補助対象外の事業費	備品費（設備、装置、パッケージソフト等）	

別表4 「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の対象分野・業種

支援対象分野	次世代産業分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空・宇宙</li> <li>● ロボット・AI・IoT</li> <li>● 環境・エネルギー</li> <li>● 健康・医療</li> </ul>
指定主要業種	化学工業（16）、金属製品製造業（24）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31）
指定関連業種	家具・装備品製造業（13）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、はん用機械器具製造業（25）、業務用機械器具製造業（27）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）、情報サービス業（39）、インターネット付随サービス業（40）、技術サービス業（74）
実施地域	兵庫県全域

様式第1号（第3条関係）

補助金交付申請書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名  
印

平成 年度において、 事業を下記のとおり実施したいので、  
補助金 円を交付願いたく補助金交付実施要領第3条の規定により、関係書類を  
添えて申請します。

記

1. 事業の内容及び経費区分（別記）

2. 事業の着手予定年月日 平成 年 月 日  
事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

3. 添付書類

（別紙）補助事業計画書

別記

## 収 支 予 算 書

### 1. 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

### 2. 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(別紙)

## 補助事業計画書

### 1. 補助事業の目的及び内容

(1) 実施目的

(2) 実施内容

(3) 実施後の事業化予定

(4) 雇用実績及び計画

雇用時期		人数(正規)	内訳(業務内容(技術職、事務職等))
補助事業期間 (平成30年度)	実績		
	計画		
補助事業終了後 平成31年度4-6月 計画			

### 2. 補助事業実施スケジュール

### 3. 経費の区分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	内 訳	補助金 申請額	備考
計					

補助金交付決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業  
補助金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので  
通知します。

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で  
申請のあった事業とし、その内容は 事業補助金交付申請書に記載のとおり  
とする。
2. 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
3. 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に  
記載のとおりとする。
4. 補助事業者は、補助金交付実施要領に従わなければならない。
5. この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
6. 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。



補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年  
度 事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく  
補助金交付実施要領第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

2. 事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。）

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった平成 年  
度 事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく補助金  
交付実施要領第7条第1項の規定により申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 廃止予定年月日 平成 年 月 日

中止予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

補助金交付決定内容変更承認通知書

第 号  
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった平成 年  
度 事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知  
します。

記

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請  
のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
2. 補助金交付の条件等については、上記のほかは、平成 年 月 日付け 第 号  
の 事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

様式第6号（第7条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号

平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で中止（廃止）申請のあった平成 年  
度 事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知  
します。

記

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認  
申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

補助事業遂行困難状況報告書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年  
度 事業については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、補助金交付  
実施要領第8条第2項の規定により報告します。

記

1. 事業の遂行が困難な理由

2. 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度  
事業を下記のとおり実施したので、補助金交付実施要領第9条の規定により  
その実績を報告します。

記

1. 事業の内容及び経費区分

添付書類

2. 事業の着手年月日 平成 年 月 日

事業の完了年月日 平成 年 月 日

3. 添付書類

（別紙）事業実施結果報告書

別記

収 支 決 算 書

1. 収入の部

科 目	予算額	決 算 額	摘 要
		円	
計			

2. 支出の部

科 目	予算額	決 算 額	摘 要
		円	
計			

- (注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。  
2 県補助金は、見込み額を記入する。

(別紙)

事業実施結果報告書

1. 補助事業の目的及び内容

(1) 実施目的

(2) 実施内容

(3) 実施期間及び実施日程

2. 補助事業終了後の事業化の見込み

(1) 補助事業終了後の事業化予定

(2) 雇用結果及び予定

雇用時期	人数(正規)	内訳(業務内容(技術職、事務職等))
補助事業期間 (平成30年度)		
補助事業終了後 (平成31年4～6月 採用内定者)		

3. 収支明細書

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	内 訳	補助金 額	備考
計					

(注) 申請内容を上段に( )書き、実績を下段に記入する。



様式第9号（第11条関係）

補助金額確定通知書

第 号  
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 印

平成 年度 事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので通知  
します。

記

1. 確定額 金 円

様式第10号（第12条関係）

補 助 金 請 求 書

金 円也

ただし、平成 年度 補助金

補助金交付決定額 円（概算払のとき）

補助金確定額 円（精算払のとき）

既受領額 円

今回請求額 円

<根拠> 補助金交付決定通知 [第 号  
平成 年 月 日] (概算払のとき)

補助金交付決定変更通知 [第 号  
平成 年 月 日] ( " )

補助金確定通知 [第 号  
平成 年 月 日] (精算払のとき)

上記のとおり、補助金を精算（概算）払いによって交付されたく、平成 年度補助金交付実施要領第12条第1項（第2項）の規定により請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

（添付書類）

補助金交付決定取消通知書

第 号  
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった 事業  
補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金額 円を取り消す。
2. 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
3. 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

（取消しの理由）

別記様式（第4条関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人新産業創造研究機構 理事長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった 事業  
補助金について、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補 助 金 確 定 額 金 円  
(平成 年 月 付け 第 号による額の確定通知書)
  
2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
  
3. 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
  
4. 補助金返還相当額 ( 3 - 2 ) 金 円